

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

# 草の根ニュース

■住所 : 〒150-0042  
東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001  
■電話 : 03-3461-5758 ■ファックス: 03-3461-5758  
■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp  
■ホームページ : http:// www.kusanone.org  
■郵便振替口座 : 00190-5-611535

## 「全基地撤去宣言」、新規約採択 草の根運動 2020 年総会成功

稲嶺進前名護市長、日本・東京両平和委員会、伊達判決を生かす会、第9条の会、

横田基地の撤去を求める西多摩の会 などが 連帯あいさつやメッセージ

広めましょうー「全基地マップ」/勸めましょうー草の根運動への入会/  
集めましょうー沖縄建白書実行政府樹立署名



沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動は、2020年2月23日24日、東京労働会館で、2020年総会を開き、東京都はもとより、沖縄県、大阪府、神奈川県、宮城県、新潟県、福島県など全国から多



数が参加しました。

第1日は、10時半、平山知子共同代表(弁護士)と井上敬亮運営委員・事務局員の司会で開会。小湊忍運営委員長(大阪)の開会あいさつ、江口あけみさんの尺八演奏のあと、日本平和委員会事務局長千坂純さんの連帯のあいさつ(別面に掲載)、オール沖縄会議共同代表稲嶺進さん(元名護市長、草の根運動会員)からのメッセージ(別面に掲載)が披露され

人権と主権を侵害する国家テロ殺人犯罪基地

2020年1月3日

米軍基地からの兵器で殺害!イラクのバグダッド空港で

トランプ米大統領、イラン司令官(63歳)殺害を命令

ました。日本駐留米軍は違憲であると判示した伊達判決を生かす会共同代表の島田清作さんから、連帯のあいさつを受けました。

メッセージは、横田基地の撤去を求める西多摩の会、第九条の会などからも寄せられました。(草の根ニュース次号掲載予定)

続いて、米軍基地をなくす草の根運動共同代表・事務局長平山基生（もとお）さん（18 ページに写真）によって 講演「**辺野古新基地阻止、全基地撤去を基地条約 10 条の終了通告で、対米独立へ**」が行われました。

平山基生事務局長は、次のような諸点を話しました。

基地撤去運動は、単に平和運動として活動するというだけでは成功しないこと、「日本沖縄」の主権を回復する独立運動であり、民族の誇りと尊厳を回復する歴史的な闘いであることを掲げた草の根運動のような市民団体が必要であること、日本に米軍基地は 197 あり、防衛省基地統計は、131 と示しているが、それは 119 もある地位協定 2 条 4 項 b の「米軍共用の自衛隊基地」(2-4-b 「にーよんびー」と略称) を恣意的に 70 くらい少なく表示していること、米軍基地は世界で「日本沖縄」国に集中し更に「日本沖縄」国では沖縄県に集中していること、沖縄県と本土の間に今もある「情報と心の 27 度線」を突破し、本土沖縄が一体で闘う必要があること、

日本の独立のためには基地居座り条約 10 条に基づいて「条約終了通告」を政府が行えば、1 年以内に米軍は撤退しなければならないこと、基地条約終了を通告する政府をどうしても作らなければならないが、「米軍は、日本を中国や朝鮮の侵略から守る抑止力」というウソで国民の 7 割から 8 割が洗脳＝国家催眠されている今すぐそういう政府を作ることは困難であること、しかし、辺野古新基地を阻止する沖縄建白書実現政府は、「市民と立憲野党の共同を強め、次の総選挙で 289 小選挙区に統一候補を立て勝利して政権交代を実現すること」は可能であること、政権交代を実現することは、全基地撤去の政府への足掛かりであり第一歩であること、「抑止力神話」の洗脳から国民に目を覚ましてもらうためには、「米軍基地をなくす草の根運動」を全国的市民団体に急いで成長させなければならないこと、世界の歴史には、永遠に続いた帝国は存在しないこと、私たちの全基地撤去の闘いは、対米独立の闘いであり、必ず勝利すること、などが話され感銘を与えました。(骨子は別掲。全文も追って掲載)

昼休みには、新入会員の平田啓さんから「沖縄連帯コンサート混声合唱組曲沖縄の雲へ」(5 月 30 日 13 時 30 分サンパール荒川大ホール) の案内が行われました。

午後、引き続いて講演が行われました。日本沖縄民族が直面している「独立、平

和、民主主義、生活向上」という4つの課題の関連について説いた上原専祿元一橋大学学長の「すべての課題で、独立の課題が凝集点になること」(論文「日本における独立の問題」)が紹介されました。

米国務省職員ハワード弁護士によって発案された「日本に駐留する外国軍隊は日本国憲法9条が保持を禁止する『戦力』に当たらない」という珍論が日本の最高裁によって採用されているまやかしの議論であって、駐留米軍は違憲であるという1959年の東京地裁伊達判決こそが正しい憲法解釈であること。

「米軍基地撤去は次の世代で」論は事実上永久米軍駐留に道を開く独立運動の放棄論であること、対米批判を回避し本土と沖縄の団結を阻害する「構造的沖縄差別論」「沖縄基地本土引き受け論」への批判がなされました。

最後に、世界史で滅びなかった「帝国」はない、米帝国の終末も歴史的必然であ

り、私たちの活動は、世界と日本の歴史をつくることであることが強調されました。(骨子を別掲。全文は総会報告集に掲載予定)

続いて、東京平和委員会の岸本事務局長から連帯の挨拶が行われました。(紙面の都合で次号に掲載)

そのあと、**運動方針、全基地撤去宣言**、基地条約10条に基づき条約終了を通告する政府の樹立、そのために、全国に組織をもつ全国的市民団体へ発展することをうたった**規約改正**が承認されました。

**会計報告、人事案**が提案され承認されました。

最後に全員手を取り合い、合唱し記念撮影を行いました。

懇親会は大塚駅近辺で行われ、新潟からは、所用で総会に参加できなかった運営委員も駆けつけ、和やかに懇談しました。

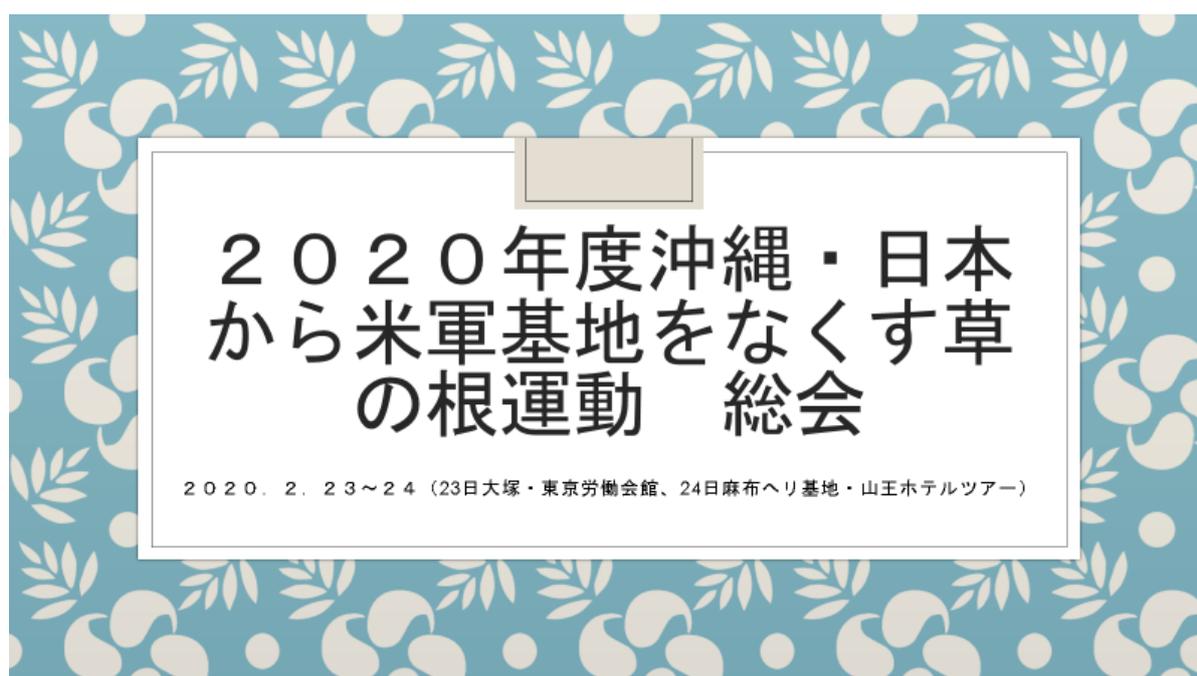




写真 米軍センターの正面ゲート、星条旗と日の丸が掲揚されている



写真 ニューサンノウホテル米軍センター、

## 麻布米軍ヘリ基地とニューサンノー米軍センター

総会第2日は、基地ツアーが行われました。

日米地位協定第25条によって設置されている日米合同委員会は、翁長前沖縄県知事によって「国会より上にあるモノ」と称された日本沖縄の全米軍基地を統括する役割をになっています。この日米合同委員会の会場となっているのがニューサンノー米軍センター米軍センターです。

麻布ヘリ基地は、米陸海空軍のメン

バーを、陸海空司令部から数10分で、米軍センターや、米大使館に運ぶヘリコプターの基地でもあります。全米軍に配布されている新聞「スターズアンドストラップス」（「星条旗」）紙の編集部がここにあります。また、米兵のためのホテルもあります。

この2つの基地は、首都東京のど真ん中、港区に75年間居座っています。この2つの基地がなくなる限り「日本沖縄」は主権国家とはいえませんが。

秋山さん朝からいい飲みっぷり、牛乳ですけど

私の勘違いで1時間早く現地に到着、近くの国立新美術館で休憩



集合時間の11時間近になり、フィールドワーク参加者が次第に乃木坂駅に集まってくる



麻布米軍ヘリ基地撤去事項委員会メンバーのおふたりからフィールドワークに際しての説明を聞く



鉄柵の向こう側が米軍ヘリポート



ヘリポートの中に立ち入り禁止の看板が



異常な低空飛行をする米軍ヘリの写真



右側のヘリポートへ5分以上駐機する場合はエンジンを切るようにとの看板があるが、守られることはない



説明を聞きながら資料を確認する青野牧師さん



左は拡張されたヘリポート代わりに返還された土地？



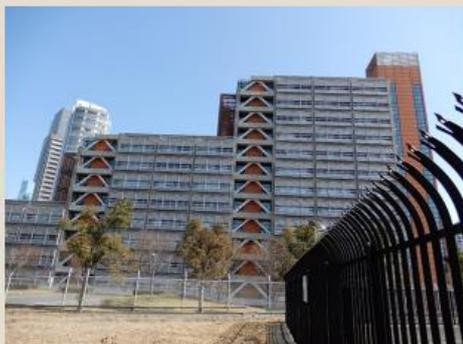
早咲きの桜が青空に映えてのどかな日ではあったが



米軍宿舎（こちらからの撮影は可能とか）



鉄柵の先に政策研究大学院大学がある



返還された土地に入ってみると使い勝手が悪く放置状態に



米軍宿舎入り口にハーディ  
バラックの表示が



麻布米軍へり基地撤去  
実行委メンバーの説明



米軍宿舎と右は正面出入り口（正面からカメラを構えると  
警備員が飛んで来て、カメラを取られることもあるとか）



星条旗新聞社  
（リフオーム中か？）



元日本陸軍の宿舎（二・二六事件で  
この宿舎から青年将校達の出兵が）



広尾駅近くにあるニュー山王ホテル手前で説明を聞く



平山知子先生が昔国会議員選挙に出馬した時のテリトリーであったとの説明が



ニュー山王ホテル、ここで日米合同委員会会議（米軍言いなり会議）が開催されている



## ニュー山王ホテルの地番と側面



## ニュー山王ホテルの側面にフランス大使館がある



道路の反対側からニュー山王ホテルを見る（空港からのリムジンバスも停車していた） この後バスで渋谷駅へ移動し、草の根事務所で運営会議を行い、解散する



## 稲嶺進さん（会員・オール沖縄会議共同代表）からのメッセージ

日本・沖縄から 米軍基地をなくす草の根運動2020総会によせて



日本・沖縄から 米軍基地をなくす草の根運動2020総会の開催おめでとうございます。昨年10月31日深夜に発生した首里城火災で

本殿や貴重な重要文化財が消失し、県民が喪失感に打ちひしがれている時に全国から温かい言葉や支援の輪が広がって、再建の槌音も間もなく聞こえてくることでしょうか。ありがたいことです。感謝申し上げます。

一方で今、世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい続け、いまだ終息の先が見えず人々の不安と不信感は極限に達しているものと思います。察するに余りあり心が痛みます。一日も早い解決を望むものであります。国の後手後手の対策が非難を浴びている中、国会では相変わらず「桜を見る会」の質問に対し官僚を巻き込んだ茶番劇を繰り返し、国民を欺く答弁で国会中継は「見る、聞く」に堪えず、主権国家・法治国家を辱めています。

しかし、暗いニュースばかりではありません。沖縄では、2月1日から一斉に始まったプロ野球の春季キャンプ、そして北部を中心に桜まつりが実施され寒緋桜もちょうど見ごろを迎え、メジロが枝から枝へと戯れる姿に合わせ、ぽかぽか陽気も誘い一足早い春が訪れています。ご当地ではまだまだ寒い時節が続くのでしょうか。さて、

平素より、日本の主権を勝ち取り米軍基地を撤去させるため、それこそ「草の根」の運動を地道に展開し、活動を広げておられることに対し心より敬意を表します。沖縄

では普天間・辺野古問題に合わせ宮古・八重山での自衛隊基地の建設で国の凶行・蛮行が強行される中、またしても戦闘機からの部品の落下事故が発生し、戦時下さながらの様相を呈しております。非暴力の座り込み行動は、全国からの力強い支援をいただきながらシュワブゲート前が2000日、浜のテント小屋では5700日を超える戦いが継続中です。

本土でもイージスアショア問題やオスプレイの配備、ホルムズ海峡への自衛隊派遣などきな臭い状況と混乱が続いています。加えて、横田の空域問題で民間機の航路が危険にさらされるなど、主権国家などとうそぶく姿は滑稽なほど哀れにも見えます。これらの状況は、日本はいまだに米国の占領下にある、沖縄はまた日本の国内占領下にあるといっても過言ではないでしょう。

これらを解消するには、国民一人一人が自分事としてとらえ学習し、自覚・自認と行動を起こすことこそが最も大切なことと料します。その先頭に立っているのが「日本・沖縄から 米軍基地をなくす草の根運動」だと思えます。話は変わりますが、

昨日観たドラマのワンシーンで、国の中枢を担う官僚の発言に「国民は、複雑な真実より わかりやすいウソのほうを信じる」というのがありました。国民そっちのけの政治・行政は、まさに今の日本を表した言葉だと思えました。ヘイトニュースがまかり通る世の中、しっかりとファクトチェックできる「力」を蓄えることに努める国民でありたい。

ご参加の皆様のご健勝を心から祈念申し上げます。

2020年2月7日 名護市より 稲嶺進

## 日本平和委員会事務局長千坂純さんの総会でのあいさつ

沖縄・日本から米軍基地撤去を目指す皆さんに、連帯のエールを送らせていただきます。私たち日本平和委員会も創立70年を迎えましたが、創立のその時から一貫して米軍基地の撤去、軍事同盟の道に反対して運動し続けている市民団体です。代表理事の内藤功弁護士は、米軍基地は違憲の判決を下した砂川事件1審判決の弁護団として活躍された方です。

最近の出来事でも、日本に米軍基地を置いておくことの危険性は明らかだと思います。

一つは、トランプ大統領がイラク領内でイラクに駐留する米軍を使って、イランの革命防衛隊司令官を空爆・殺害した事件です。これが無法な先制攻撃であることは明らかです。しかも、それは米軍幹部にとっても最も過激な対応で、国防総省高官も「あぜんとした」選択だったと報じられています。国連事務総長も警告したように、それは本当に「かつてない破局が訪れる危険がある」選択であったわけです。幸いにもイランの報復攻撃が自制的なものであったため、当面は事態のエスカレートは抑えられています。予断を許さない事態が続いているわけです。そして、この米軍が何の断りもなく、自国内で武力攻撃を行ったことに対し、イラク首相はこれを「主権に対する明白な侵害だ」と厳しく批判し、イラク国民議会は外国軍の駐留終了を求める決議を採択しました。アメリカはこれを拒否していますが、これは当然の要求と言わなければなりません。このように、**米軍基地を置いている**ということは、その国が知らない間にアメリカの無法な戦争にまきこ



千坂純日本平和委員会事務局長と堅く手を結びあう米軍基地をなくす草の根運動共同代表の平山知子弁護士と小湊忍さん

まれる危険を常にはらんでいます。

もう一つは、朝日新聞1月19日の全在韓米軍司令官ビンセント・ブルックス元陸軍大將がインタビューで、2017年にアメリカと北朝鮮との間で軍事緊張が高まった際、実際に戦争が始まる危険を考えて、それに対する対応を真剣に軍部や政府が検討したという衝撃的な証言です。彼はそこで「我々は（戦争に）非常に近い状況にあった。どちらも望んでいなくても、読み違いによって容易に戦争に至る可能性があり、熟考して行動する必要があった」と。そこで、韓国と日本に住む数十万人の米国市民を早期退避させる計画が、米政権内で真剣に検討されていたと。対象になったのは、在韓米軍兵士の家族や一般の市民ら数十万人、北朝鮮の攻撃で日本にも危険が及ぶ場合は

（日本の米軍基地から攻撃するわけですから当然及んでくるわけですが）、日本に在住したり、一時的に避難した米市民も対象だったというわけです。しかし、こういう退避行動を韓国と日本で大規模に行えば、北朝鮮が、アメリカが開戦準備をしている

と受け止め、読み違いによって容易に戦争が起り得ると判断して、ブルックス氏はこれに反対し、それは行われなかったと。そういう生々しい証言です。幸いにこの事態は、韓国政府の対話の努力によって、南北首脳会談、米朝首脳会談がもたれることとなり回避されたわけですが、この経過は、在日米軍基地がいつ朝鮮半島の攻撃に踏み切るしかない、とんでもない危険を改めて示したと思います。

このように、極めて悲劇的な結果を生みかねない無法なアメリカの戦争の出撃拠点となり、自衛隊員や日本国民がこれに巻き込まれていく危険を持つ米軍基地は、一刻も早く全面撤去しなければならないと考えます。（核持ち込み問題）

私たちが在日米軍基地の撤去を求める運動を進めるとき、このような米軍基地がのさばる状況は、世界のどこにもない、異常な状況なのだということを、声を大にして訴えていくことが重要だと思います。米国防総省の資料によると、現在、海外に駐留する米兵約17万7千人のうち、最も多いのが日本の5万5245人です。しかも世界的には米軍の海外配備は、ソ連が崩壊した1990年の約60万9000人から現在は3分の1以下の17万余人になっている。在韓米軍も4万1300人から2万6千人へと4割近くが削減された。にもかかわらず、在日米軍の米兵数は4万6千600人から約1万人増え軍属を含めれば6万2500人をこえているのです。しかも、毎年、私たちの血税で世界最大の米軍への「思いやり予算」駐留経費負担が行われ、（昨年8000億円）、米本国で米軍基地を作るより、日本で作るほうが安上がりだと、今も沖縄はじめ全国の米軍基地がどんどん増強されている。その結果、在日米軍基地の米国防省が計算した「資産評価額」

は、981.9億ドル、約10兆円、海外の米軍基地の総資産評価額のなんと45%を占めるまでになっているのです。まさに日本は世界一の在外米軍基地国家になっているのです。

しかも、そのすべてが「日本防衛」とは全く無縁な、アメリカの国益のために世界規模で軍事活動を行う「殴り込み部隊」ばかりです。

さらに、それらの米軍には、日米地位協定と秘密合意の数々によって、他の同盟国にも例を見ない、占領軍的特権が与えられている。そのため、民間地の上空で平気で低空飛行訓練を行い、爆音をまき散らし、有害物質を垂れ流す。墜落事故を起こしても、それを日本の警察や司法はそれに触ることも調べることもできない。罪を犯した米兵はできるだけ裁かれないように約束されている。こういう異常極まりない事態が次々と生まれ、とうとう全国知事会も日米地位協定の抜本改定を求め、米軍に国内法を適用することを求めるに至ったわけです。

まさに、世界で最も異常な、米軍が占領軍のように横暴勝手を働き、国民が人権を蹂躪され、戦争に巻き込まれる危険にさらされている。さらには、この米軍の戦争を手伝うために自衛隊が増強され、血を流す軍事同盟にするために、憲法9条改悪が狙われている。

どう考えても、この米軍基地の支配から抜け出し、日米軍事同盟をなくすことこそ、日本がまともな平和な国になる道はないと確信しています。

そのために、私たち日本平和委員会も奮闘する決意を表明して、連帯の挨拶とさせていただきます。

# 基地はいらない、どこにも —全基地撤去宣言—

## 1. (主権者国民は、今日の日本沖縄の惨憺たる状況を変える力を持っている)

「戦争が廊下の奥に立っていた」(俳人 渡辺白泉)。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」(日本国憲法前文)との規定にもかかわらず、極端に対米従属的自民公明などの日本政府と、他民族を抑圧する帝国主義的米国政府によって、今、日本は戦後かつてなく、米国の戦争に深く巻き込まれる危険にさらされています。憲法前文と九条に明白に違反する、安全を保障していないのに「安保」と称されている基地居座り条約締結から68年、米軍進駐から74年、事実上の米軍占領下にある日本は惨憺たる経験をしてきました。沖縄県と本土との分断、相次ぐ米兵による女性暴行・殺害、米軍機の墜落など米軍基地が日本に存在することで生じてきた事件事故は枚挙にいとまがありません。現瞬間も日本全土でのオスプレイの配備訓練、横田基地、伊江島基地などでのパラシュート降下訓練強行、沖縄県では普天間基地の居座り、辺野古新基地土砂投入などの工事県民投票で71%が反対した民意(2019年2月24日投票)に反して強行されています。

さらにトランプ政権からの欠陥機F35 戦闘機147機の総額6.2兆円の爆買い、自衛

隊の米軍世界戦略部隊への変質等々、安倍政権の米国追随政策は、戦後日本政治史上かつてなかったものであり、「売国」と称しても全く過言ではない域にまで達しています。

日本沖縄(注1)を基地として、幾百万のかけがえのない人命を奪った、朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガン戦争、イラク戦争等々をわれわれは忘れることはできません。

もはや、米軍基地による日本国への主権侵害、そして民族の尊厳と自決権に対する侮辱、諸国民の主権侵害は看過することのできない領域に達しています。従って、私たち日本人はこの問題に対して見て見ぬふりをするというあいまいな態度をとることは絶対に許されません。

主権者国民は、今日の日本沖縄の惨憺たる状況を変える力を持っています。もっとも目に見える形で日本沖縄の矛盾が集中している沖縄県での相次ぐ市民の政治的勝利—「建白書」を掲げる「オール沖縄会議」が推す県知事の誕生、辺野古県民投票、2019年参院選挙での市民と立憲野党の共闘等—は、そのことを証明しています。

## 2. (「安保」と称する基地居座り条約第十条に基づく全基地撤去の必要性)

私たち草の根運動は日本政府に対し、米政府への「安保」と称する基地居座り条約十条(注2)に基づいた基地居座り条約の

終了通告と沖縄を含む日本全土の米軍基地の無条件撤去の実現、対等な日米友好条約の締結を要求します。

## 3.(全基地撤去の政府樹立の必要性と必然性)

これに対し現在の対米従属の日本政府が消極的あまつさえ攻撃的な姿勢を示すのなら、私たち草の根運動は上記の要求を貫徹するべく、「安保」と称する基地居座り条

約を条約10条で終了通告をするための政府樹立を目指して活動せざるを得ません。そしてこれは単なる平和運動としてではなく、主権回復と民族解放・独立闘争の一

環、独立運動、主権回復運動として行われなければなりません。外国軍の撤退は、フ

ィリピンの例をあげるまでもなく、世界史の法則であり必然です。

#### 4. (市民と立憲野党の連合政府樹立による安倍内閣退陣の緊急性)

しかし、日本国憲法に明白に違反し、集団的自衛権容認と安保法制と称する戦争法を成立させ、オール沖縄の民意である「建白書」を無視して沖縄県辺野古に新米軍基地建設工事を強行している安倍自公政権の

現在の状況は、全基地撤去の政府樹立を待っていることはできません。今ただちに安倍政権に代わる市民と野党の立憲主義に基づく政府を樹立することを、歴史と情勢は緊急に要求しています。

#### 5. (全基地撤去の全国組織をつくり、3人以上の基礎組織による全国展開の必要性)

そして運動の展開に当たって、草の根運動は一サークルの運動という次元ではなく、沖縄県民と本土の人びとの分断を克服し、各個別の都道府県への基地の存在か否かに関わらず、祖国「日本沖縄」の主権回復という観点から、全国規模での運動に発

展させなくてはなりません。具体的には全国の職場地域学園と様々な絆において3人以上からなる基礎組織を全国で組織化し、独自の全基地撤去運動の活動を行う必要があります。

#### 6. (「国家催眠」からの覚醒)

日本国民は、「米軍が日本を守っている抑止力」という基地神話によって「国家催眠」にかけられてきました。これは全くの虚構であり、米軍はわれわれの領土、領海、領空をわがもの顔に悪用し、戦争と戦争準備に使用してきました。日本沖縄領域において直接の戦禍を被らなかつたこと

は、ひとえに日本国憲法と憲法を守ろうという主権者国民の固い意志によるものでした。

全国に展開するであろう草の根運動組織はこの事実を全国民に日常的に伝える任務を負っています。

#### 7. (東アジア平和共同体EAU(注3)による安全保障)

日本の安全は、米軍による祖国日本沖縄の主権侵害によってではなく、日、中、韓、朝、ロ、(米)等の東(北)アジア諸国の平和共同体EAUによって保障されなければなりません。

ヨーロッパユニオン(EU)は、繰り返した戦争を行ってきた仏、独を含むヨーロッパ諸国によって形成され、往来をさえぎる国境はもはやなく、統一通貨が成立し、もはや域内の戦争は過去のものとなっていま

す。

東(北)アジアにおいてこのような状態を形成することは、まったく可能です。問題は日本国民をはじめとする東(北)アジア各国国民の意志にかかっています。日本国憲法はすでにその方向を指し示しています。

この東(北)アジア共同体形成の最大の障害は米軍基地です。

#### 8. (草の根運動と日本国民の決意)

われわれ 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動と日本国民は、戦争のない東(北)アジア共同体EAU形成の最大障害で

ある米軍基地を取り除き、日本国憲法の平和主義を実現するために、野党と市民の共闘を発展させ、「安保」と称する基地居座

り条約を終了通告する政府、全基地撤去

の真の立憲主義政府に近づくためにも、  
今、緊急に樹立すべき市民と野党の共闘の  
上に立つ立憲主義野党連合政府樹立のため  
にも、全国民の組織化に踏み出す決意をこ  
ここに宣言します。

(以上)

沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動2020年次総会は、全会員と国民に対して宣言  
します。

2020年2月23日

沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動2020年次総会

(注1) 「日本沖縄」私たちは、沖縄県は日本の一部ですので、基地集中の沖縄県を含む日本本土という意味でこのように表現しています。

(注2) (「安保」と称する基地条約第10条から)「この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条  
約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」

(注3) イースト アジア ユニオン

## 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動規約

- 1 条 (名称) 私たちの運動は、沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動と称し、事務所を東京に置きます。
- 2 条 (目的) 私たちは、「日本沖縄」には、米軍基地など外国軍基地がないのが当たり前なので、1945 年以來きわめて長期に存在し「日本沖縄」の主権を侵害し続けているすべての米軍基地を「日本沖縄」からできるだけ早くなくすことをめざします。
- 3 条 (要求) 運動の要求の中には全基地撤去のために基地居座り条約（「安保」）10 条に基づき条約終了を通告する政府をつくることなど次のことが含まれます。
  - 一 項 「日本沖縄」からすべての米軍基地をなくすこと。
  - 二 項 名護市辺野古巨大新基地など新しく米軍基地を作らせないこと。
  - 三 項 普天間基地運用即時停止閉鎖返還撤去、オスプレイの撤去、横田、横須賀、岩国、佐世保、三沢など、各地の米軍基地を撤去し、日本沖縄米軍基地の縮小を図ること。
  - 四 項 新基地建設によるジュゴンや珊瑚、海藻等の死滅を防ぎ、自然を保護すること。
  - 五 項 米兵による女性への暴行、米兵の犯罪・事故、夜間離着陸訓練（NLP）、超低空飛行演習などと米軍機騒音、基地からの排出物による汚染、その他の基地被害に反対し、防止策を講ずること。
  - 六 項 在日米軍地位協定を見直し、基地いすわり条約とともに早期に撤廃すること。
  - 七 項 米海兵隊を削減・撤退させること。
  - 八 項 米軍基地を戦争に使わせないこと。
  - 九 項 米軍支援法を含む有事（戦時）立法に反対すること。
  - 十 項 「思いやり予算」を大幅に削減し、撤廃すること。
  - 十一 項 米軍基地をなくしたあと、米軍基地に依存している人々の生活を保障すること。
  - 十二 項 米世界支配の 1 部隊として自衛隊を中近東など海外に派兵させず、撤退させること。
  - 十三 項 北東アジア非核地帯、北東アジア平和共同体をつくること。
  - 十四 項 米軍基地を否定している日本国憲法前文・第 9 条の改悪を阻止し、日本全国と世界に広めること。在日米軍を憲法違反であると判示した東京地方裁判所の伊達判決（1959 年 3 月 30 日）を学習し広めること。
  - 十五 項 日米「安保」と称する基地居座り条約終了を条約 10 条に基づき米政府に通告する政府をつくり、条約を終了することをめざすこと。日米友好条約を結ぶこと。
- 4 条 (活動・組織) 運動は、米軍基地をなくす国民的国際的共同の力（草の根連帯または草の根共同）を育てるため、主として次の 5 項目の活動を行うことをめざします。
  - 一 項 基地条約についての国民的論議をする運動を起こし、世論を変えます。署名運動、スタンディング、地方自治体意見書運動、意見広告運動、米国市民手紙運動、大小の集会開催など要求を実現する各種の運動を行います。
  - 二 項 全日本の民衆が力を合わせることを助けます。各地の基地をなくす会、あらゆる傾向の「基地のない平和な沖縄をめざす」草の根運動や米軍基地に反対する運

動、平和組織を含む諸組織の一定目標での共同行動の組織化と恒常的交流を行います。

三項 職場、地域、学園の草の根の力を集めます。個人加盟の全国市民団体（組織）に発展するため、都道府県、市区町村に基地なくす草の根の会を組織化します。

三項の1（基礎組織）この運動の基礎組織は、職場地域学園の基地なくす草の根の会です。基礎組織は3名以上の会員で作ります。基礎組織は責任者を置きます。

三項の2（都道府県と市区郡町村）この運動は、市区郡町村などに基地なくす地域草の根の会を、都道府県に基地なくす都道府県草の根の会をつくります。地域草の根の会は、職場地域学園の基地なくす草の根の会を、都道府県基地なくす草の根の会は地域基地なくす草の根の会を援助して活動します。

四項（機関紙）この運動は、「草の根ニュース」を発行します。雑誌発行を目指します。

五項 米合衆国国境外の各国米軍基地（「各国米軍基地」と略称）をなくす運動と連帯します。

5条（共同代表・運営委員・会員）運動を代表するものとして共同代表をおきます。運動は、一定数の運営委員と、この規約に賛同し会費を納める会員、賛助会員で構成します。会員は、許可を得て運営委員会に出席し、意見を述べることができます。

運営委員会は、会員の意見を反映させ、また世論にアピールするために一定数のアドヴァイザーを委嘱します。

6条（総会）草の根運動は、年一度の総会を開き、会計報告を受け、運動方針を決定し、共同代表ならびに運営委員を選出します。

7条（事務局と役員）運営委員会には、事務局長（専従）、運営委員長、副委員長を置きます。任期は1年とし再選をさまたげません。また会計監査を置きます。

8条（財政）運動の財政は、会員の会費（年1口3000円〔月1口250円〕以上とし、その額は都道府県草の根の会が決めます。都道府県草の根の会は、会員1名につき月250円を本部に納入します）、賛助会員（月額1口1,000円以上）、カンパ、各種の運動の募金、事業活動でまかないます。財政は、活動経費を賄い、事務局と専従者を維持します。

9条（日常処理）この規約にないことは、日常的には、運営委員会で処理します。

10条（改正）規約の改正は、草の根運動総会で行います。

以上

採択 2001年1月25日

第1次改正 2002年1月14日

第2次改正 2015年10月28日

第3次改正 2020年2月23日

注記 8条. 財政のうち「運営委員費」は、運営委員会決定により削除。

付則 草の根運動は、事務所を東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001におきます。

辺野古新基地を阻止し

全基地撤去を基地条約 10 条の終了通告で、対米独立へ

はじめに

現在の「国体」は「日米同盟」という名の  
対米従属体制

米軍基地をなくす草の根運動 2020 年総



会にご出席のみなさま日曜で「天皇誕生日」の休日の朝から、遠方の方も含めてご出席いただいたことに、心から敬意と感謝を表明いたします。

私と与えられた、テーマは、「辺野古新基地を

阻止し、基地条約 10 条の終了通告で、全基地撤去、対米独立へ」というものです。このテーマは、決して面白いものでもおかしいものでも、楽しいものでもありません。しかし、この問題の重大さは、現代の世界、アジア、日本沖縄、そして私たち一人ひとりにとって、極めて重要なテーマであると思っています。

戦前というのは、1945 年の日本沖縄の敗戦以前という意味です。天皇は神とてあがめなければならない存在でした。それは天皇制と呼ばれた絶対的な存在でした。これは国体と呼ばれていました。国民体育大会の略ではありません。この国体を変革しようとする者には、厳罰を持って臨みました。

「国体変革」への厳罰化

1925 年(大正 14 年)法の構成要件を「国体変革」と「私有財産制度の否認」に分離し、前者に対して「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮」

として最高刑を死刑としたこと。

『国体論』という本が出ています。白井聡さんという若手研究者の労作です。戦前の国体は、絶対主義的天皇制でした。戦後の国体は、「日米同盟」だということです。戦前の国体の象徴は、「菊の紋章」戦後の国体の象徴は「星条旗」だということです。

この指摘はまさに当たっています。歴代の首相で、対米独立的傾向を持つ首相は、すべて短命でした。これについては、孫崎享さんという元外交官の方が『戦後史の正体』(創元社)という著書で書いておられます。

孫崎さんについては、一つのエピソードがあります。

鳩山友紀夫元首相が友愛フォーラムという勉強会を 2 月ごとぐらいに開いています。そこで、初めて出会った方が、草の根運動にその場で入会してくださいました。その方は、10 年ぐらい前に、孫崎さんの本を読み、衝撃を受けたということです。日本はここまで米国政府の言うままに動かされてきたのか！それまで政治に全くかわりがない彼は、対米独立のためには、命を懸けてもいい、とまで言っています。休日出勤なので、今日は来られませんが。

トランプ米大統領によるイラン司令官殺害、「米国は核兵器を持ってよいが、朝鮮は持ってはいけない」という論理等々は正義にかなうか

米国の横暴を支える日本沖縄の米軍基地

1. 米軍基地とは何か

まず何よりも、朝鮮や中国のミサイルを日本沖繩に吸引する磁石（マグネット）

①戦争の基地、基地の結果 — 平和運動としての基地撤去運動

②主権侵害の基地、基地の本質—主権回復の独立運動としての基地撤去運動

この二つは、基地へのアプローチのちがいであって、矛盾しない。共存している。

・ 1945 年以來の日本沖繩の米軍基地の歴史

朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガニスタン侵略、イラク戦争。今やイラン戦争の危険

## ポツダム宣言(注 日本に降伏を要求した 1945 年の 4 か国宣言)

十二 前記の諸目的が達成され、かつ、日本国国民の自由に表明された意思に従って平和的な傾向を有し、かつ、責任ある政府が樹立された場合には、連合国の占領軍はただちに日本国より撤収する。

### （「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」と称している）基地条約 第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

### 日米地位協定

（注 在日米軍基地には、3 種類の基地があります—専用基地、自衛隊も使う共用基地、自衛隊基地の米軍基地）  
第二条（施設及び区域の使用（共同・一時））

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

尖閣諸島などといわゆる領土問題（北海道の領土がロシアから返還されたとき、そこに米軍基地が作られない保証はない）

2 基地の全体像（ウイキペディア）—防衛省サイトの基地統計には作意があり間違っている。

・ 基地面積で基地をカウントすべきでない。1 平米でも主権侵害であり、施

設数で数えるべきです。

・ 自衛隊基地である米軍基地（2-4

ーbと呼ぶ)を、防衛省が、専用基地と「混在」ということで勝手にまとめるのは作意がある間違い。2-4-1基地は119で基地全体の60%。  
・米軍地位協定が定義する3種類全部

の米軍基地を全体としてカウントしなければならない

・沖縄基地本土引き取り論の根拠は作爲ある防衛省統計であり、あやまり。

### 3 沖縄返還同盟など、主権侵害と闘う市民団体の歴史

#### 4 基地なくす政府を樹立する「民衆の力」を作るために

- (1)民族の基本権を守る、基地なくす政府、  
全基地撤去の政府＝基地条約終了を通告する政府
- (2)2020年総選挙で樹立すべき政府  
政権交代で建白書実現の政府樹立をふくむ「草の根の新しい署名活動」と横田その他の本土の基地の署名
- (3)国家催眠状態との闘い－「基地なくす雑誌」の刊行（「さようなら米軍基地、こんにちは日本国憲法」（仮題）、  
日本の「安全を保障」しない基地条約を「安保」と呼ぶのは止そう。
- (4)米軍基地をなくす草の根運動（基地なくす会）を個人加盟の  
全国的市民団体に大発展させよう。
- (5)近づく総選挙勝利のための活動

#### 5. いくつかの論点

##### 1) 在日米軍こそ、日本国憲法9条違反（伊達判決）

伊達判決から

「ところでこのような実質を有する合衆国軍隊がわが国に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを防げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからであ

る。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、**日本国憲法第9条第2項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。**」

## 米国政府による在日米軍合憲論の起源

(ジョン)ハワード(米國務長官特別補佐官、米國務省きっての理論家で国際法学者)は(1949年)一二月一四日付の機密文書「対日平和条約に関する代わりの行動指針」で、米軍基地を維持するための選択肢として、①平和条約による承認、②占領軍当局の継続、③占領軍の地位を変更しない平和条約、④国連総会の承認、という四つの案を上げてそれぞれの法的問題を検討した。しかし、結局いずれも不可能だと判断せざるを得なかった。

翌五〇年一月三日、ハワードは「対日平和条約に関する行動勧告」と題する極秘報告書で、「太平洋地域におけるアメリカの支配を維持」するための平和条約後の米軍駐留が必要であると強調した。しかし、これも日本国憲法との整合性には言及できなかった。

ハワードはそれから一か月後の二月一日付「対日安全保障協定に関する会議」と題するラスク國務次官補あて書簡では、太平洋地域の集団防衛協定への限定的参加なら「日本国憲法が定める武力放棄の目的と一致する」と述べている。しかし、これは日本の再軍備を前提としており、憲法九条に違反するばかりか、太平洋地域の諸国の賛成も得られそうになかった。

そして、さらに一か月後の一九五〇年三月三日、ハワードは、日本が憲法で放棄したのは「日本の戦力」であって、条約などにより日本に維持される「アメリカの戦力」ではないとする解釈を打ち出す。「軍事制裁への日本の貢献に対する戦争放棄の影響」と題する報告書の中だった。

この報告書でハワードは、マッカーサー総司令官がこの年の新年メッセージで「日本国憲法による戦争と軍備の放棄は日本国の持つ自衛権を放棄したものと解釈される

べきでない」と述べ、また吉田首相もこの年二月二三日に国会で憲法の戦争放棄は自衛権の放棄を意味しないと表明したと紹介した。そして、憲法第九条全文を引用した上で、中立なしに戦争放棄を保障する方策として、平和条約下の在日基地、国連の安全保障制度、太平洋地域の安全保障協定、そして最後に四番目として米日二国間軍事協定を検討し、「結論」として次のように述べた。

◆一九五〇年三月三日、ジョン・ハワード、主題：軍事制裁に対する日本の戦争放棄の影響、極秘  
結論

占領終了後の安全保障協定に関して、そして、今後考えられる〔日本の〕国連加入に関して、次のような憲法解釈を日本が採用するか、さもなければ憲法を改正しなければならない。

日本が平和条約に調印した後に、国連憲章第四三条であれ、地域的防衛協定であれ、あるいはアメリカとの二国間防衛協定であれ、侵略に対して軍事的制裁を加える目的で、緊急事態であれ継続的であれ、日本国以外によって維持され使用される軍事基地を日本に可能にするのは、憲法の範囲内であって、日本が軍隊又は「戦力」の保持を求めたことにはならない。

そのような憲法解釈には次のことが含まれる。

すなわち、日本が保有しないという「戦力」とは日本の戦力であって、占領中の連合国によるものか、平和条約に基づくものか、あるいは日本国との協定に基づく、国連又は地域的な防衛協定、あるいはアメリカとの協定により保持される戦力ではない。

ハワードのこの論理だては実に巧妙につ

くられている。

ハワードは、論文の表題にもあるように、憲法で非武装になった日本は侵略者に対する軍事制裁はできないが、では侵略されたらどうするのかという問題を設定する。そのうえで、侵略に対して軍事制裁を加える目的で日本に軍事基地を可能にする方法として、(1)国連憲章第四三条、(2)地域的防衛協定、(3)アメリカとの二国間防衛協定の三つをあげる。

これは、日米二国間の軍事協定による軍事基地の設置をあたかも国連憲章に基づくものであるかのように見せかけるトリック

である。(1)国連憲章第四三条は、国連安全保障理事会が憲章第四二条により侵略に対する軍事政策を決議した場合に、兵力などの提供について安保理が加盟国と特別協定を結ぶことを定めたものである。(2)地域的防衛協定は国連憲章第八章が定める「地域的な平和維持の国際組織」である。しかし、(3)アメリカとの二国間協定は、以上二つの、国連による集団安全保障とは対立する軍事同盟である。

(『9条『解釈改憲』から密約まで 対米従属の正体』末浪靖司 五一頁～五三頁)

## 2) 対米従属打破を回避する 2つの論

### ①「福島・沖縄一犠牲の構造」論                      ②「構造的沖縄差別」論

この2つの議論に共通していることは、日本沖縄の対米従属状態を直視することを避けていること。従って、対米独立の闘いを避けることになっていること。

## 3) 「米軍基地撤去は次の世代で」論

「次の世代で」ということになると、永久に「次の世代で」が引き継がれて、永久に米軍基地撤去は実現しない。永久属国論。

## 4) 宮古、石垣の自衛隊基地はすぐに米軍基地になりうる。

宮古島、石垣島には、自衛隊地基地が導入され、住民の反対を押し切って増強されている。現在の日米地位協定では、直ちに米軍基地となる可能性もある。「対中国戦略の最前線」と位置付けられているようだ。3月26日にミサイル部隊も配備。

## 6 本土に基地があり続けて、「基地のない沖縄」はありえない。基地条約は本土沖縄一体。「基地のない日本沖縄」を基地条約10条による終了通告で実現しよう。

### 基地条約 第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

## 7 独立・平和・民主主義・生活向上の諸課題の中での基地撤去、主権回復の課題の位置 たとえば脱原発（原発廃止）の闘いと関連

一橋大学学長をされた歴史学者の上原専祿先生は、「日本における独立の問題」という論文の中で次のように述べています。

「その（歴史的・政治的な問題）第1の問題というのは、世界平和をどうして確立していくか、という問題であります。第2の問題は、民族の独立と総称せられる問題であります。第3の問題は、社会の民主化の問題であります。第4の問題は、貧困の根絶、生活の向上という問題であります。そういう歴史的・政治的な諸問題を、いわば哲学的に、あるいは思想的に総括してみると、この4つの問題はすべて、いったい人間とはなにか、人間は人間の尊厳を実証することができるかどうか、そういう問題に帰着する。つまり4つの歴史的・政治的諸問題を、思想的に表現するならば、人間の尊厳をどう実証していくか、ということにかかわる問題ではあるまいか、こういうふうに締めくくってみたのです。

ところで、この4つの歴史的・政治的問題を、まさしく歴史的・政治的な現実の問題として統一的にとらえようとすると、とくに今日という時点における日本人にとっては、どのような統一的な把握が可能であり、必要であるかという問題として考えてみる一と、それ

は**民族の独立ということに4つの問題が凝集される**のではあるまいか、と、こう私は言いました。文章に即していいますと、「世界平和の確立、民族独立の達成、社会民主化の実現、貧乏の根絶という問題は、いわば世界全体の問題であり世界すべての国、すべての民族に共通する問題には違いないのですが、それらの問題を個々の民族、個々の国が受けとめていく、その受け止め方は、それぞれの民族や国がおかれている歴史的・政治的問題状況の違いに応じて、必ずしも同じではあり得ないと思うのです。私は、第2次世界大戦後の世界の政治問題として、世界平和の確立など4つほどの問題をあげたわけですが、とくに現在の時点、今日的時点に立って、日本国民にとっての問題は何かというと、それは、**第2に上げた民族の独立こそが、すべての歴史的・政治的な問題の凝集点として、とくに重視されねばならない問題であると思う**」こう言う表現を私はとったのであります。」

原発は、アイゼンハワー米大統領の「平和のための原子力」宣言から始まっています。今の日本の原発燃料の73%は、アメリカで濃縮された核燃料であり、エネルギー政策そのものが、対米従属下にあります。

### おわりに 民族の尊厳、民族の誇りを取り返そう

- ・「蒙古の襲来」と闘った誇れる歴史
- ・秀吉による朝鮮侵略の恥ずべき歴史
- ・「帝国主義」の没落は必然的歴史法則、世界史の法則

歴史を前に進めるために生きる一「歴史を前に進めるとは」99%の草の根の民衆の  
幸せをめざすこと

（平山基生 草の根共同代表 事務局長）

## 米軍基地をなくす草の根運動 運動方針

- 1) 安倍に替わる沖縄建白書実現政府のために、選挙勝利、署名運動、辺野古現地座り込みへのツアーの組織化など
- 2) 改定基地条約 60 周年である今年、基地条約終了運動を強化し、基地マップの普及、講演会、シンポジウムなどを行う。
- 3) 全国レベルで、都道府県組織を作る。今年度は、まず 1 地方組織から。
- 4) 会員拡大で、来年（2021 年）総会までに 600 人をめざす
- 5) 文化活動の活性化のために文化部ないしは文化委員会を作る
- 6) 女性部ないし女性委員会を作って、女性の活躍を。
- 7) 青年学生部ないし青年学生委員会を作って、青年学生の力を引き出す。
- 8) 各地域における反基地運動との提携を強化する。
- 9) 国際活動を活性化する。

【雑誌の発刊】 特別な重要性を持っている。なぜなら、日本国民の 7 割から 8 割が「基地神話」「米軍は日本を侵略から守る抑止力」というイデオロギーで洗脳＝「国家催眠」されているので、目を覚まして頂くための何よりの武器対米独立論調潮流をつくりだすことを意図しているからです。

チコちゃんが行くよ  
あけみ

昨夜の雨を  
たつぷりと吸い込んだ緑葉は  
大きく風を吸い込む

ビルのガラス窓は  
ピカピカつと風を吸い込み  
空を吸い込む

チコちゃんは  
髪をなびかせてあたりを見回す  
そして  
大きく息を吸い込む

風が行くよ  
風が行くよ  
チコちゃんが行くよ

## 『横田空域一日米合同委員会で作られた空の壁』（角川新書）

吉田敏浩

横田空域は東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、福島、新潟、長野、山梨、静岡の1都9県に及ぶ広大な地域の上空に、最高約7000～約2450メートルまで、6段階の高度区分で立体的に設定されている。首都圏から中部地方にかけて日本列島の中央をさえぎる巨大な「空の壁」だ。

横田空域の航空管制は横田基地（東京都）の米軍が握り、民間航空機の通過を制限している。民間航空機の安全で効率的な運航を阻害する軍事空域で、米軍はオスプレイやC130輸送機などの低空飛行訓練、パラシュート降下訓練などに利用している。日本の航空管制が及ばず、管理できない。**空の主権を米軍により侵害されている**。基地周辺や訓練飛行ルート下の住民は、騒音被害や墜落事故などの危険にさらされている。

日本政府は、横田空域の法的根拠は、日米合同委員会の「航空交通管制に関する合意」（1975年）だと説明する。同委員会は地位協定の運用に関する協議機関で、日本の高級官僚と在日米軍の高級軍人から成る。

議事録や合意文書は原則非公開。密室の協議で米軍に有利な合意を結んでいる。

「航空交通管制に関する合意」も文書自体は非公開だ。要旨だけ公開され、基地とその周辺における米軍の航空管制を「認める」と書かれている。しかし、外務省機密文書『日米地位協定の考え方・増補版』（琉球新報社編、高文研）には、航空管制を米軍に「事実上の問題として委任した」という解説がある。



「事実上」とは、正式ではないが、実際に行われていることを黙認する場合に使われる言葉だ。航空法にも、地位協定にも法的根拠の規定はないが、米軍が既成事実として行っているので、日米合同委員会で特権として認めたということだ。前述の要旨では「事実上」の「委任」という部分は隠されている。「航空管制委任密約」といえる。

『横田空域』では、このような米軍優位の实態を詳述している。米軍による主権侵害が、憲法で保障された人権の侵害を引き起こしている。それを改めるには、基地の排他的管理権を見直すなど、米軍に対し日本の主権を及ぼして、野放図な軍事活動に規制をかけられるよう、地位協定の抜本的改定が必要だ。横田空域も全面返還させるべきだ。

米軍の特権を生み出す日米合同委員会の秘密の合意システムを廃止し、地位協定の解釈・運用を国権の最高機関である国会の管理下に置くべきだ。「航空管制委任密約」など米軍に有利な密約も廃棄しなければならない。（著者自身による書籍紹介）

# ドキュメンタリー映画『ドローンの眼』上映会 & 影山あさ子監督によるトーク

2019、12、15(日) 14:00 ~16:30

クロスパルにいがた映像ホール

主催: 沖縄『ドローンの眼』新潟上映実行委員会

## クロスパルにいがた映像ホール

実行委員会代表・片桐さんの挨拶



観客入り具合は？



目標の80名位か



沖縄ドローンプロジェクトを通して  
現在(いま)の沖縄・日本を考える

影山あさ子監督



# お一人の草の根会員の新入会＝拡大が、 日本沖縄民族の誇りと尊厳回復への確実な一歩

全基地撤去のため、気軽に、ご家族知人友人に入会をお勧めしましょう

米軍基地をなくす草の根運動 2020 年総会は、基地居座り条約そのものの中にある条約終了の条項 10 条を活用して、基地条約をなくす対米通告をする政府樹立を目指す規約を採択しました。これは、政党以外の個人加盟の市民団体としては、初めてのことです。

日本沖縄国民には、色々な不確信や弱気、理論的な動揺があり、基地をなくす政府へ向かっての勇氣ある断固とした前進への方向性を打ち出せませんでした。

今や局面が変わりました。草の根運動 2020 総会は、断固として、基地をなくす政府を樹立するという方向性を打ち出しました。この総会こそは、日本と世界の歴史の転換点と言っても過言ではありません。

75 年にわたる気が遠くなるほどの長期の外国軍隊による事実上の全国土の占領状態が続いています。「政府の行為によって戦争の惨禍を繰り返さない」ために主権者国民が決意した日本国憲法第 9 条です。9 条に真っ向から違反する米軍基地と米軍占領を助ける自衛隊、事実上米軍の指揮下にある「戦力」その支配から抜け出すこと



は、日本と世界の歴史が日本沖縄国民に要求している崇高な責務です。

総会は、とりあえず、来年の総会までに 600 人草の根運動会員をめざすことを決めました。2020 年 4 月から 2021 年 1 月までの 10 か月です。現在会員数 520 人です。なくなられる方、退会される方を含めれば、次回総会を 600 人会員で迎えるためには、あと 10 か月で、ひと月に全国で 10 人の新入会員が必要です。これは可能な数字です。個別の基地反対組織で活動している人は、何千人もいらっしやいます。そういう方々が、全国的市民団体、日本沖縄から「米軍基地をなくす草の根運動」へ月 10 人ご入会頂ければ優に 100 人は超えます。

どうか、お知り合いの方がたに、草の根へのご入会をお勧めください。

**編集後記** 2020 年草の根運動総会特集をお届けします。この総会は日本と世界の歴史的転換点となる重要な総会でした。個人加盟の市民団体として初めて、基地居座り条約終了通告をする政府樹立によって全基地を撤去し、日本沖縄民族の誇りと尊厳を回復する方向性を断固として打ち出したからです。この勇氣ある決定は、「全基地撤去宣言」や運動方針にも反映しています。総会報告集は別途編集発行の予定です。

本号から、「草の根ニュース」は 13 ポイントという大きな活字に致しました。新潟県村上市東岸寺住職野田尚道方丈のご努力下、総会第 2 日の基地ツアーを多数の写真でお伝えすることができました。

米軍基地の中でコロナウイルス感染者が出ているようです。しかし報道はほとんどされません。日本の主権が及ばない米軍基地ほど危険なものはありません。(H)

# 全基地マップ手渡し運動にご協力を！！



## 崩してくれることを待っている！全基地マップの包みの山

米軍基地をなくす草の根運動は、昨年未、2万枚の全基地マップを発注し、全力で普及に乗り出しました。

防衛省は、作意をもって基地統計を作り、全日本の197の米軍基地を、131と過少に示し、119もある「自衛隊基地で米軍基地として使われている基地」（2-4-bと呼びます）を全部表示せず、日本の全土を基地とする「全土基地方式」をあたかも沖縄県にだけ集中しているかのように小細工して、沖縄県民と本土の人びとを分断することに、一定の成功を収めています。

全世界で最も基地が集中している「日本沖縄」国の中でさらに沖縄県に集中しているという「基地集中の2重構造」から1つの集中だけを殊更に強調することによって、「日本沖縄国」への基地集中から国民の目を逸らそうと

しています。このことによって、「構造的対米従属」を打ち破り、全基地撤去の運動発展をおし止めようとしているのです。

1束（包）千枚の基地マップは、現在4束（包）4千枚が活用されています。残り1万6千枚を急速に国民県民に普及して、「基地集中の2重構造」を国民に知らせましょう。

草の根運動事務局は、この基地マップを家族友人知人に手渡す運動を提唱しています。活用される方には、割引提供も致します。お申し込みください。

基地マップ手渡し運動の第一歩の成功は、基地なくす政府樹立への世論形成にとって、非常に重要な一歩です。

勇気ある「草の根ニュース」読者の皆様のご協力が期待されています。